潮来市創業等チャレンジ支援補助金募集要項

１． 事業の概要

潮来市創業等チャレンジ支援補助金は、商業の振興、雇用創出及び定住促進を目的として、市内で創業、事業承継又は新事業展開（以下「創業等」という。）を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助します。

２．　募集対象者

　本補助金の募集対象者は、以下の（１）から（１２）までの要件をすべて満たす者であることが必要です。

1. 市内において、補助金の申請年度内に創業等を行う者又は申請時にから起算して2年を経過しない者であること。
2. 補助金の交付を受けようとする者が直接、事業又は営業に携わること。
3. 創業等に際して、法律等に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は創業の日もしくは事業承継の日までに有する見込みがあること。
4. 補助金の交付を受けようとする個人事業者（法人にあっては代表者）が同一事業でこの要項に基づく補助金の交付を受けていないこと。
5. 創業の日又は事業承継の日以降、1年以上継続して営業する意志があること。
6. 潮来市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を修了し、かつ潮来市商工会が実施する創業等の相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること。
7. 市税を完納していること。
8. 小売業、卸売業、飲食業、製造業、運送業、建設業及びサービス業その他市長が認める業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する業種を除く。）であること。
9. 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第２条第1項に規定する中小企業者であること。

（10）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第２号または第6号に規定する者または茨城県暴力団排除条例第２条第３号に規定する者でないこと。

(11) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟していないこと。

(12) その他市が適切でないと判断する事業でないこと。

３．補助率等

　　募集対象者に、創業等において必要な経費の一部を補助します。

　補助対象経費の３分の２以内で、補助限度額は３０万円となります。（予算の範囲内）

　　なお、同一者での応募は、１件とします。

４　補助対象経費

　　補助事業実施のために必要となる経費については、以下の経費であるとともに、下記【対象経費の要件】①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

【対象経費の要件】

1. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
2. 補助金の申請年度と同一年度に発生した経費で潮来市商工会が認めたもの、かつ同一年度内に支払いが行われた経費
3. 証拠書類等（見積書、請求書、領収書等）によって金額・支払いが確認できる経費

以下に、〖対象となる経費〗〖対象とならない経費の一部〗を例示します。

|  |
| --- |
| 1. **創業等に伴う申請書類作成等に係る経費**   〖対象となる経費〗  　・市内での開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費。  〖対象とならない経費の一部〗  　・商号の登記、会社設立登記、廃業登記、登記事項変更等に係る登録免許税  　・定款認証料、収入印紙代  　・その他官公庁に対する各種証明書類取得費用 |
| **(２)　　設備費**  〖対象となる経費〗  ・市内で使用する機械装置、工具、器具、備品の調達費用  ・事務所、店舗内で本補助事業にだけ使用する固定電話機・FAX・エアコン等の調達費用  ・本事業のみに利用する特定業務用ソフトウェア  ・補助対象となる設備費のリース料・レンタル料（12か月分）  〖対象とならない経費の一部〗  　・消耗品  ・不動産の購入費  ・車両の購入費（リース・レンタルは対象となります。）  ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業に必要なものと特定できない物の調達費用（パソコン・カメラ等容易に持ち運びでき、他の目的に使用できるもの  ・店舗、事務所の外装工事・内装工事費用 |
| **(３)　　マーケティング調査費**  〖対象となる経費〗  ・調査に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用  ・市場調査に要する郵送料の実費  〖対象とならない経費の一部〗  　・切手の購入費用  ・調査の実施に伴う記念品、謝礼等 |
| **(４)　　広報費**  〖対象となる経費〗  ・広告宣伝費、パンフレット印刷費、ホームページ作成費、展示会出展費用  ・宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用  〖対象とならない経費の一部〗  　・切手の購入費用  ・本補助事業と関係の無い活動に係る広報費 |
| **(５)　　委託費**  〖対象となる経費〗  ・事業実施に必要な業務の一部を第三者に委託（委託）するために支払われる経費（市場調査について調査会社を活用する場合、商品の開発委託等）  〖対象とならない経費の一部〗  　・販売用商品の製造委託 |
| **(６)　　その他費用**  〖対象とならない経費〗  　上記（１）～（５）に区分される費用においても、下記に該当する経費は対象となりません。  ・通信運搬費、光熱水費  ・事務用品、衣類、食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読費、新聞代、書籍代  ・自動車等車両の修理費・車検費用等  ・旅費、飲食、接待の費用  ・団体等の会費  ・各種保険料  ・振込手数料、代引き手数料  ・店舗等借入費  上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費 |

※設備費に関しては、設置前・設置後の写真が必要となります。

５．本補助金申請から交付までの流れ

潮来市商工会

応　　募　　者

**相　　　談**

**推薦書発行**

**交付申請**

**交付決定（市の同意が必要）**

事業期間

**完了報告書提出**

**検 査**

**交付額の確定（市の同意が必要）**

**請求書の提出**

**補助金の支払い**

６．申請方法

１．提出書類

|  |
| --- |
| Ａ．申請時書類　（各1部） |
| 1. 交付申請書（様式１号） 2. 創業事業計画書（様式２号） 3. 誓約書（様式３号） 4. 経費内訳書（様式４号） 5. 補助対象経費証明書類（契約書、見積書等） 6. 市税の納税証明書 7. 個人事業者（法人にあっては代表者）の住民票の写し 8. 定款及び登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。） 9. 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業者で既に開業している場合に限る。）   （10）営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。）  （11）潮来市商工会による推薦書  （12）その他潮来市商工会が必要と認める書類 |
| Ｂ．実績報告時書類 |
| （１）　実績報告書（様式7号）  （２）　補助対象経費の支払証拠書類等（領収書・写真等）の写し  （３） 開業届出の写し（個人事業者で、交付申請時に提出していない場合に限る。）  （４） 定款及び法人登記事項証明書の写し（法人で、交付申請時に提出していない場合に限る。）  （５） その他潮来市商工会が必要と認める書類 |

２．提出先

【潮来市商工会】

〒311-2424　 潮来市潮来１０８６番地１

　TEL：0299-94-6789

　　受付時間は、土日祝日を除く９時から１７時まで